

総務文教常任委員会報告

令和 8 年 9 月 2 9 日

ただ今から、総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

令和8年9月10日午前9時56分から美浜町議会全員協議会室で、委員7名及び議長の出席のもとに本委員会を開会し、9月1日に本委員会に付託されました議案4件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、教育長、統括幹、各課長及び会計管理者の出席を求め、職務執行のため議会事務局長を出席させました。

はじめに 議案の説明は、去る9月1日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますので、ただちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

議案第59号 美浜町エネルギー環境教育体験館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、美浜町エネルギー環境教育体験館に「きいぱすランド」を設置することから、その料金体系等を見直しすることを目的に、美浜町エネルギー環境教育体験館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。

質疑：各施設の使用料は、どのような基準で設定したのか。また、冷暖房料金を使用する場合5割加算する施設について、最初から使用料に含められないか。

回答：子育て家庭が利用しやすい料金を基本に、現行の「きいぱす」の料金体系、町の施設使用料設定基準などを総合的に考慮した上で、従来の4区分を、分かりやすく、こどもと大人の2区分に整理した。

冷暖房料金については、最初から含めると所定使用料が高くなるため、利用しやすさを考慮し含めないこととしている。

質疑：工作準備室、地域交流ルーム、スタッフルームなど貸出対象から外す理由は何か。

回答：工作準備室は実験器具などの保管場所、地域交流ルームはZEHハウスの展示場所として使用していることなどから、貸出対象から外したものである。

議案第60号 美浜町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、地方公共団体情報システムの標準準拠システムへの移行に伴い、政府の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことから、美浜町印鑑条例の一部を改正する条例を制定するものです。

質疑はありませんでした。

議案第61号 美浜町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、地方自治法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、

美浜町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を制定するものです。
質疑はありませんでした。

議案第 6 4 号 美浜町公共施設維持運営基金条例等を廃止する条例の制定について
本議案は、基金を全額処分したことに伴い、これらの基金について定める以下の 4 つの基金条例を廃止する条例を制定するものです。

- (1) 美浜町公共施設維持運営基金条例
- (2) 美浜町企業誘致助成事業基金条例
- (3) 美浜町保健福祉センター大規模改修事業基金条例
- (4) 美浜町上水道統合整備事業基金条例

質疑：企業誘致助成事業基金を廃止した後、新たな企業誘致を行う場合は基金を再設置するのか。

回答：基金は令和 7 年度末に全額処分し、残額がゼロになったため廃止するものであるが、今後、誘致企業への助成が具体化した場合は、その都度、必要な財源を検討する。また、補助金を単年度の財源で賄うことが難しい場合は、新たな基金条例を制定し、基金を積み立てることも検討する。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

議案第 5 9 号 美浜町エネルギー環境教育体験館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第 6 0 号 美浜町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第 6 1 号 美浜町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第 6 4 号 美浜町公共施設維持運営基金条例等を廃止する条例の制定について は、全員賛成をもって承認することに決しました。

以上のとおり審査を終了し、午前 10 時 56 分本委員会を閉会いたしました。
以上をもって、総務文教常任委員会の委員長報告を終わります。